

医療法人ふなびきクリニック 訪問看護

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

令和6年6月1日現在

1、事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人ふなびきクリニック
代表者名	理事長 舟曳 純仁
所在地・連絡先	(住所) 愛知県犬山市大字前原字桜坪29番地2 (電話) 0568-62-8811 (FAX) 0568-62-3399

2、事業所の概要

(1) 事業所名及び事業所番号

事業所名	医療法人ふなびきクリニック 訪問看護
所在地・連絡先	(住所) 愛知県犬山市大字前原字桜坪29番地2 (電話) 0568-62-8811 (FAX) 0568-62-3399
事業所番号	2313400703
管理者の氏名	舟曳 純仁

(2) 事業所の職員体制

従業者の種類	人数	備考
看護師	6人以上	主治医の指示における訪問看護を行う。

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	犬山市・扶桑町・大口町・小牧市・可児市
---------	---------------------

※上記の地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営業日	営業時間	休業日
月曜～土曜	9:00～16:00	日曜・祝日・事業所が指定した日 (お盆や年末年始など)

3、サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当診療所の看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

4、費用

(1) 介護保険給付対象サービス

○介護保険の適用がある場合は、原則として負担割合証に応じて料金表のサービス費の1割～3割が利用者の負担となります。
○介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

(2) 交通費

2の(4)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となる場合があります。

(3) その他の費用

訪問看護サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、ご利用者様の負担となります。

(4) キャンセル料

ご利用者様の都合によりサービスを中止する場合においてもキャンセル料は発生いたしません。

(5) 利用料等のお支払方法

毎月、25日までに前月分の請求書を発行しますので、月末までにお支払いください。お支払方法は、月末にご契約口座からの引落としになります。なお、月末に残高不足で引き落としが出来なかった場合は、翌月15日(土日祝日の場合は前営業日)に再度引落としをさせていただきます。

※入金確認後、領収書を発行します。

○介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用者様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。
利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
○下記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

【料金表(1回あたり)】 1単位＝10.42円

所要時間	基本料金		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
	要支援1・2	要介護1～5	
20分未満	256単位	266単位	1回につき6単位
30分未満	382単位	399単位	
30分以上 1時間未満	553単位	574単位	
1時間以上 1時間30分未満	814単位	844単位	

※事業所と隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対してサービスを行う場合、所定単位の90%乗じた単位となります。
※夜間(午後7時から午後10時)及び早朝(午前6時から午前8時)は基本料金の25%、深夜(午後10時から午前6時)は基本料金の50%を1回あたり上表の所定単位に加算されます。

○加算

複数名の看護師等がご利用者様に対して訪問看護を行なった場合		1回につき 254単位／30分未満 402単位／30分以上
特別な管理を必要とするご利用者様(厚生大臣が定める状態にある方に限ります。)に対して、所要時間1時間以上1時間30分以上の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行った場合		1回につき 300単位
24時間連絡体制があり、ご利用者様及びご家族等からの意見の求めに対して電話等により常時対応できる場合		1月につき 315単位
特別な管理を必要とするご利用者様(厚生大臣が定める状態にある方に限ります。)に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合		1月につき ※1 500単位 ※2 250単位
以前からサービスを行っているご利用者様がご自宅で亡くなられる前24時間以内にターミナルケアを行った場合		2500単位
初回に訪問を行った場合	I	初回のみ350単位
	Ⅱ	初回のみ300単位
退院時共同指導を行った後、退院・退所後に訪問看護を行った場合		600単位
指定訪問介護事業所の訪問介護員等が特定行為業務を円滑に行う支援を行った場合		1月につき 250単位

- ※1 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態。
- ※2 在宅自宅腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。
- 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。
- 真皮を超える褥瘡の状態。
- 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。

5、事業所の特色等

- (1) 事業の目的
診療所の看護師等が病状が安定期にあり、訪問看護が必要と主治医が認めた要介護状態又は要支援状態にある者に対し、自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を提供することを目的とします。
- (2) 運営方針
訪問看護に携わる看護師等は、要支援者又は要介護者等の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図ります。指定訪問看護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

事項	内容
訪問看護計画の作成及び事後評価	看護師(もしくは准看護師)が、ご利用者様の直面している課題等を評価し、主治医の指示及びご利用者の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、結果を書面(サービス報告書)に記載してご利用者に説明のうえ交付します。

(3) 秘密保持について

(1)事業所は、サービスの提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続いたします。

(2)事業所は、自らが作成または取得し、保存している個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び、法人の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。法令規則により公的機関あて報告が義務付けられているもの、または緊急の場合の医療機関等へのご利用者様の心身等に関する情報提供、その他、ご利用者様から個人情報に関わる同意書にて予め同意をいただいているもの以外に関しては、ご利用者様又は保証人の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。

6、事故発生時の対応および損害賠償

(1)事業所は、サービスの提供にともなって、事故が発生した場合には、速やかにご利用者様の身元引受人または代理人に連絡するとともに必要な措置を講じ、市町村に連絡いたします。併せて事故発生の原因・再発防止の検討を行います。

(2)事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由によりご利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

7、サービス内容に関する苦情相談窓口

利用者様及びそのご家族等からの相談を受けた場合は事業所は、事実関係を調査し、その結果並びに改善方法について速やかに対応いたします。事業所は苦情申し立てがなされたことをもって、ご利用者様に対しいかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

苦情相談窓口として、下記相談窓口にご相談ください。当事業所以外についてはお住いの市町村、もしくは愛知県国民健康保険団体連合会にて苦情の申し立てをすることができます。

<主治医>

病院名	医療法人ふなびきクリニック
主治医の氏名	舟曳 純仁
所在地	〒484-0061 愛知県犬山市大字前原字桜坪29番地2
電話番号	TEL (0568)62-8811

<緊急連絡先①>

氏名(続柄)	()
住所	〒
電話番号	TEL

<苦情相談窓口>

事業所の窓口	医療法人ふなびきクリニック 訪問看護 TEL 0568-62-8827 ご利用時間 9:00～16:00(月～土) 窓口担当者: 横井 みぶ(不在時は他の職員が対応)	
市町村(保険者)の窓口	☐ 犬山市役所 高齢者支援課 ☐ 扶桑町役場 介護健康課 ☐ 大口町役場 健康生きがい課 ☐ 小牧市役所 介護保険課 ☐ 可児市役所 高齢福祉課 ☐ その他()	TEL 0568-44-0326 TEL 0587-93-1111 TEL 0587-94-0051 TEL 0568-76-1197 TEL 0574-62-1111 TEL
公共団体の窓口	愛知県国民健康保険団体連合会	TEL 052-971-4165

8、緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等へ連絡します。

9、虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために以下のことに取り組みます。

①虐待防止のため、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

②虐待防止のための指針を整備します。

③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に開催します。

④上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を発見した時は、速やかに、各市町村窓口に通報いたします。

10、身体拘束

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者及び利用者の後見人又はその家族(後見人がなく、かつ身寄りが無い場合には身元引受人)に対して事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、同意を得た上で、身体拘束等適正化のための指針に基づき、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的行います。

①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11、衛生管理

- (1)事業所の食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を策定しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

12、業務継続計画の策定

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する利用サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

事業者	事業者名	医療法人ふなびきクリニック
	事業所名	医療法人ふなびきクリニック 訪問リハビリテーション
	代表者名	理事長 舟曳 純仁
説明者	氏名	_____
	代筆者	_____

私は、医療法人ふなびきクリニック訪問看護の重要事項説明書に基づいて、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

氏名 _____

代筆者 _____

(続柄)